

いじめ防止基本方針

磐田市立豊岡北小学校

いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

『いじめ防止対策推進法 第2条』

1 本校の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるという共通認識を、全職員がもつ。そして、「**いじめは、どの児童にも、どこでも起こりうるもの**」という認識をもち、「**いじめ行為は、絶対に許されるものではない**」という考えの下、指導を進めていく。

本校では、教職員・保護者・地域が一体となって、児童の心に寄り添い、自尊感情や規範意識、人権感覚を高めるように努める。そして、児童一人一人が、学校生活全般で安心感・満足感・所属感を感じられる「毎日、元気に笑顔いっぱいでき楽しむに通える学校」づくりに努めていく。

2 いじめ防止等のための校内体制の確立

○生徒指導に係る情報共有（毎週木曜日、職員打合せ）

・いじめや問題行動の現況報告及び情報交換をする。

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を招いての児童理解のための研修

○人権感覚を磨くための研修 等

○対策会議（ケース会議）（いじめ対策委員会） ※いじめが発生した場合、必要に応じて随時開催

<メンバー>

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任・担任
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等

<内容>

・いじめ問題の発生に対する早急かつ的確な対応についての協議

3 いじめを未然防止するための措置

○児童の心に寄り添い、自尊感情や規範意識、人権感覚を高めることができるように安心で安全な教育環境を整える。

・児童が共に学び「分かった」「できた」という達成感が得られる授業づくりをする。

・道徳教育の中で「なぜいじめはいけないのか」ということを、自分事として考えさせたり、多面的・多角的に議論させたりすることを通して、児童をいじめの加害者にも被害者にも、傍観者にもしない。

- ・家庭や地域との連携を図り、温かな人間関係づくりの充実を図る。
- ・**縦割りグループ（異年齢集団）の活動**を重視し、仲間の連帯感や所属感を高める。（清掃活動、北っ子なかよしウィーク、縦割り遊びなど）
- ・小規模校のよさを生かし、「**学校評価アンケート**」や「**心のアンケート**」、「**Q-Uテスト**」で、学校が楽しくない、友達と上手に関わっていない等の評価をしている児童に対して、職員が積極的に関わるようにする。

4 いじめを早期発見するための措置

- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあることを認識する。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。
- ・児童の不安や変化を把握するために「**心のアンケート**」（年2回）や「**Q-Uテスト**」を実施する。
 - ・情報収集・交換の場として、**希望による教育相談（4月・10月）、夏季休業中の個別面談（7月）、教育相談（随時）、Web相談窓口**等を実施する。
 - ・**スクールカウンセラー**や**スクールソーシャルワーカー**などとの関わりを密にし、担任の視点とは異なる立場での児童の様子を把握する。
 - ・**学年便りや連絡帳、電話連絡、本読みカード**などを利用し、学校での様子を伝えたり、家庭での様子を知ったりするなど、学校と家庭の連携を常に密にする。
 - ・一人一人の児童を全職員で見取り、支援するというスタンスのもと、担任、主任、級外職員、支援員間の情報交換を積極的に行う。

5 いじめを認識したときの措置

- いじめが発見された場合には、深刻な事態に陥る前に速やかに対策会議を開催し、情報収集を行い、被害者、加害者に対し必要な対応をする。また、家庭・地域などと状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していく。

① 情報を集める

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせるとともに、その後の経過観察に努める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害者、加害者、いじめと思われる状況、経緯について記録しておく。
- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間などに慎重な配慮を行う。

② いじめられた児童、保護者への支援

- ・「あなたが悪いのではない。」ことをはっきりと伝え、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・電話連絡をし、できるだけ早く保護者に事実関係を伝える。
- ・校内組織での対応を基本とするが、必要に応じて、外部専門家などの協力を得る。

③ いじめた児童への指導、保護者への助言

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の人格の発達に配慮する。
- ・事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるようにする。保護者に対する継続的な助言も行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度が行き渡るように、学級全体で話し合う。
- ・集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

6 その他

○重大事態の対応について（学校が調査の主体となった場合）

① 市教委、関係諸機関への報告

② 調査組織の設置

（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任・担任 等）

③ 事実関係を明確にするための情報収集と今後の対応についての協議

④ 調査結果をもとにいじめを受けた児童・保護者への情報提供

⑤ 調査結果をもとに、いじめた児童、保護者への指導

⑥ 市教委への調査結果の報告

⑦ 全職員への調査結果の報告と今後の対応の周知徹底

○家庭・地域との連携

- ・**P T A総会**や**学校運営協議会**の場で、学校基本方針などについて説明することで、いじめの問題に対する基本的な考え方を共有し、その重要性の認識を広める。